博士論文のリポジトリ公表

博士論文の公表・著作権に係る説明会
2014年1月16日(木)
於:広島大学図書館　ライブラリーホール

広島大学　学術・社会産学連携室
図書学術情報企画グループ
松本　侑子

内容

1. 学位規則改正
2. 博士論文のリポジトリ公表
3. やむを得ない事由とは？
4. 著作権・出版権問題をクリアするために
5. おわりに

1. 学位規則改正

- 平成25年4月1日　学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号），広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）改正

【広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）抜粋】

(学位論文要旨の公表)

第13条　**本学が**博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から**3月以内に**，当該博士の学位の授与に係る**論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表**するものとする。

(学位論文の公表)

第14条　**本学において博士の学位を授与された者**は，当該博士の学位を授与された日から**1年以内**に，当該博士の学位の授与に係る**論文の全文を公表**しなければならない。
ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，**やむを得ない事由がある場合には**，**学長の承認を受けて**，当該博士の学位の授与に係る**論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表**することができる。この場合において，学長は，その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は，**本学の協力を得て**，**インターネットの利用により行う**ものとする。

4　前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは，「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

1. 学位規則改正

広島大学学位規則第13条，第14条より

- 当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」）の内容の要旨・論文審査の要旨

  →大学が3月以内にインターネットを利用して公表
  例外はなし

- 博士論文の全文

  →学位を授与された者が，大学の協力を得て1年以内に公表
  やむを得ない事由がある場合は内容の要約を公表
  インターネットを利用する

- 「インターネットを利用して公表」

  →本学では学術情報リポジトリで公表
  広島大学　学術情報リポジトリ：http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/

2. 博士論文のリポジトリ公表

提出物

- 博士論文全文の電子ファイル
- やむを得ない事由がある場合，**内容の要約**の電子ファイル
- 「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」
- 論文の要旨
- 論文目録
- 履歴書

等

リポジトリ公表に
関係する書類

各研究科の指定する書類・電子ファイルを，指定された期日までに各研究科へ提出する。

2. 博士論文のリポジトリ公表

公表のしかた

- 学位授与日から3か月以内に内容の要旨・審査の要旨をリポジトリ公表
- 学位授与日から1年以内に博士論文全文または全文の要約をリポジトリ公表

  →全文または全文の要約と，内容の要旨・審査の要旨は相互にリンクを掲載している（「関連URL」欄）
- 全文または全文の要約の公表が完了し次第，本学学術情報リポジトリのTopページにお知らせを掲載

  →甲，乙の順に学位授与番号を降順で掲載

  →該当の学位授与番号をクリックすると全文または全文の要約のページに移動
- 全文公表前は学位授与番号で内容の要旨・審査の要旨が検索可能

2. 博士論文のリポジトリ公表

公表のしかた

- 広島大学　学術情報リポジトリTopページ

博士論文全文または全文の要約を公開後，学術情報リポジトリTopページにお知らせを掲載

内容の要旨・審査の要旨のみ公開の段階では学位授与番号から検索
例：甲第6208号

2. 博士論文のリポジトリ公表

- 全文または全文の要約掲載のお知らせの例

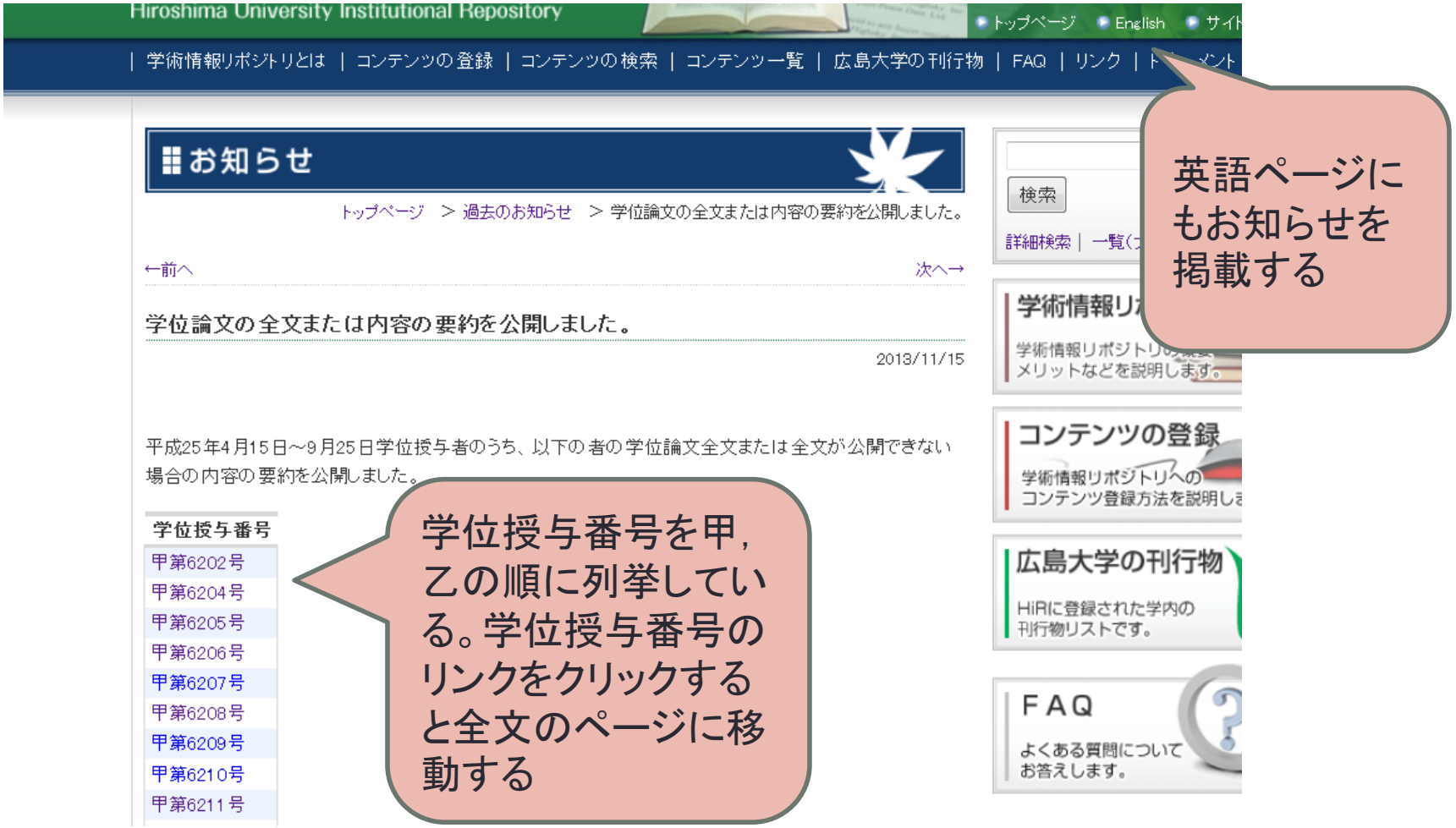

2. 博士論文のリポジトリ公表

- 内容の要旨・審査の要旨の公表

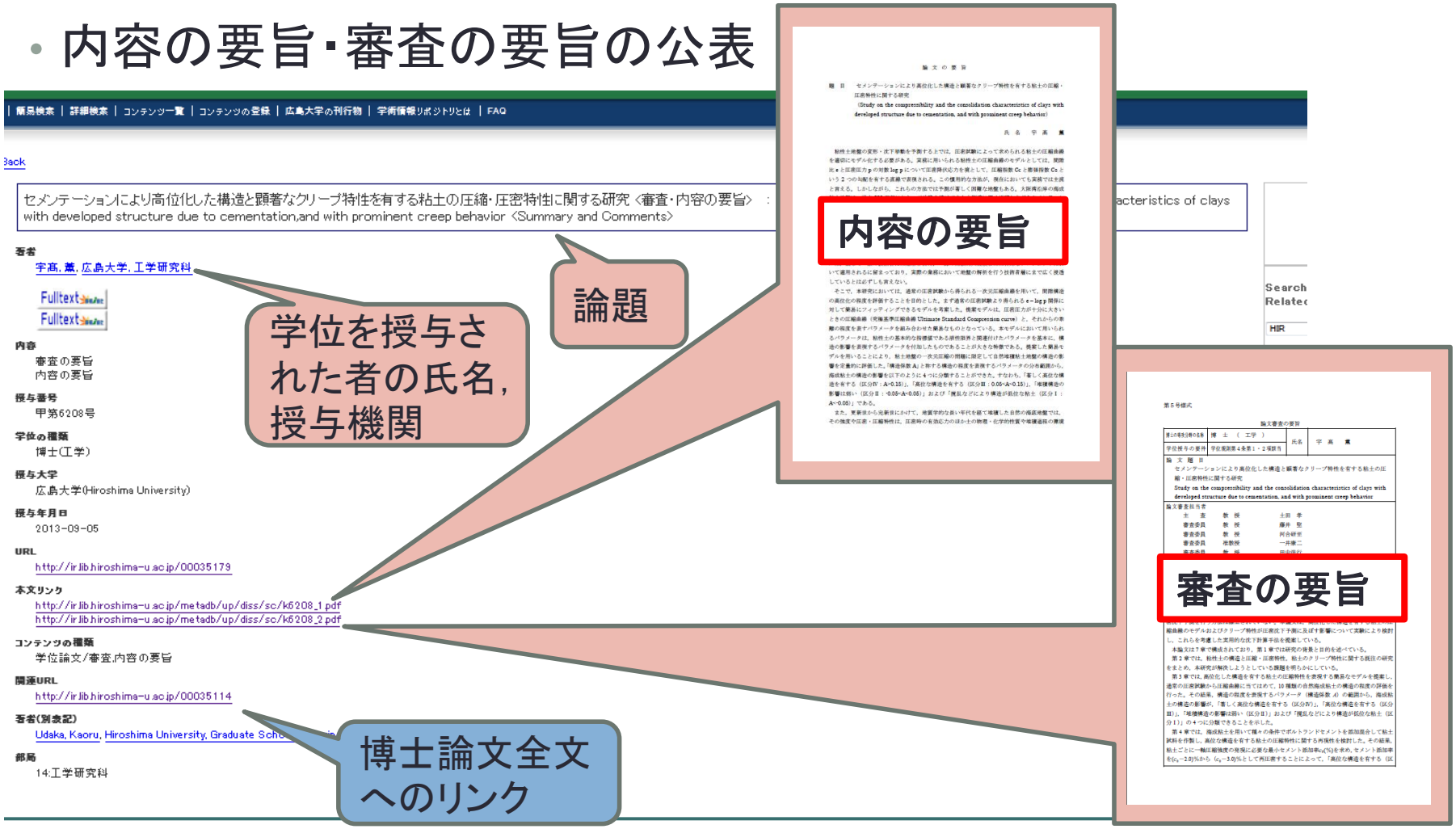

2. 博士論文のリポジトリ公表

- 全文または全文の要約の公表

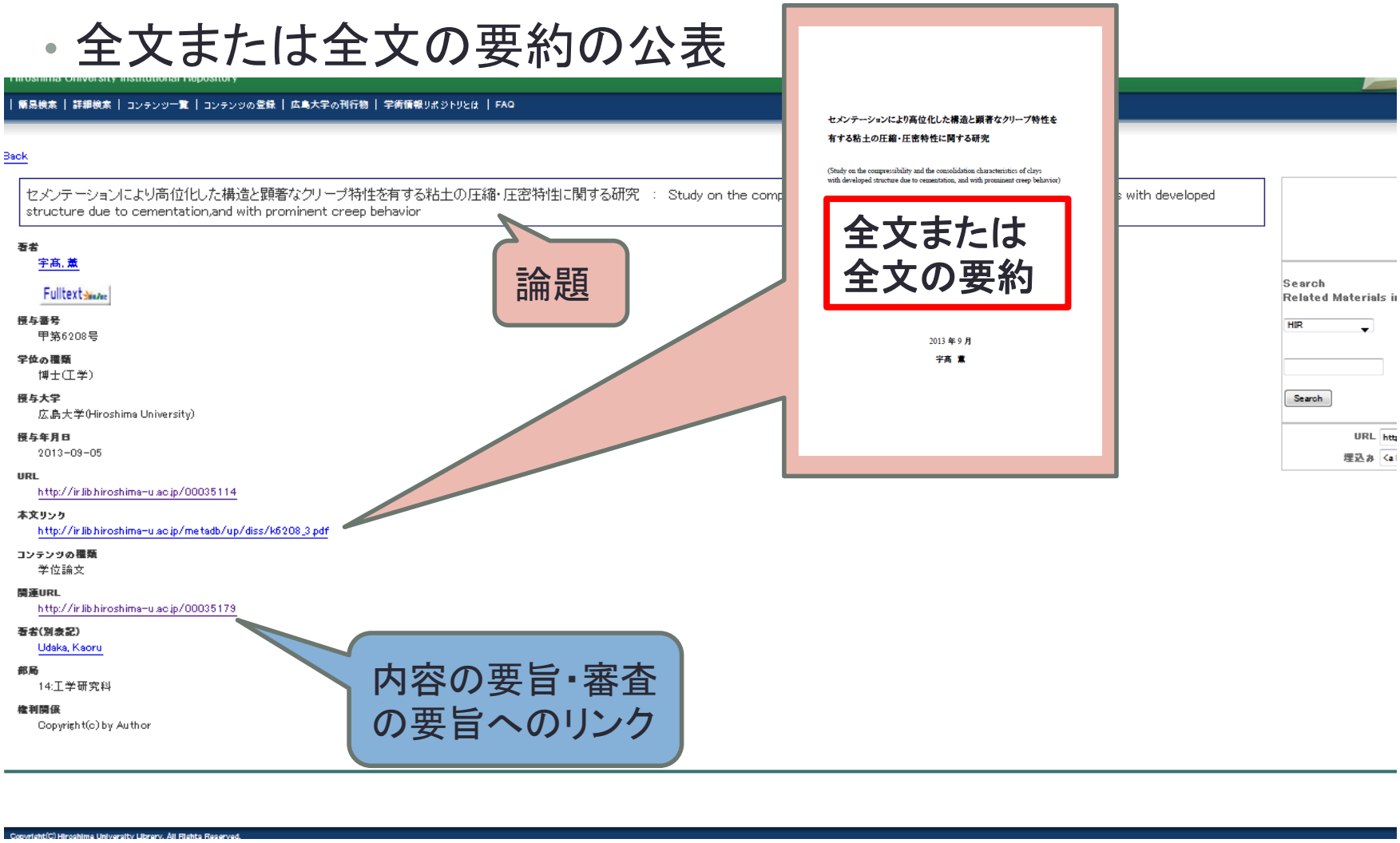

2. 博士論文のリポジトリ公表

それぞれの提出物について

- 博士論文全文の電子ファイル
- やむを得ない事由がある場合，**内容の要約**の電子ファイル

→電子ファイルの形式

- PDFファイル
- PDF/A(ISO 19005)に準拠すること（推奨）
- PDF/Aに準拠できない場合，**以下3要件を満たすこと（必須）**

1. **文字フォント埋め込みであること**
2. **暗号化していないこと**
3. **外部情報を参照していないこと**

詳細は各研究科より配布している「博士の学位を申請される方へ」裏面を参照

2. 博士論文のリポジトリ公表

それぞれの提出物について

- 「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」（以下「確認書（申請書）」）4（裏面）

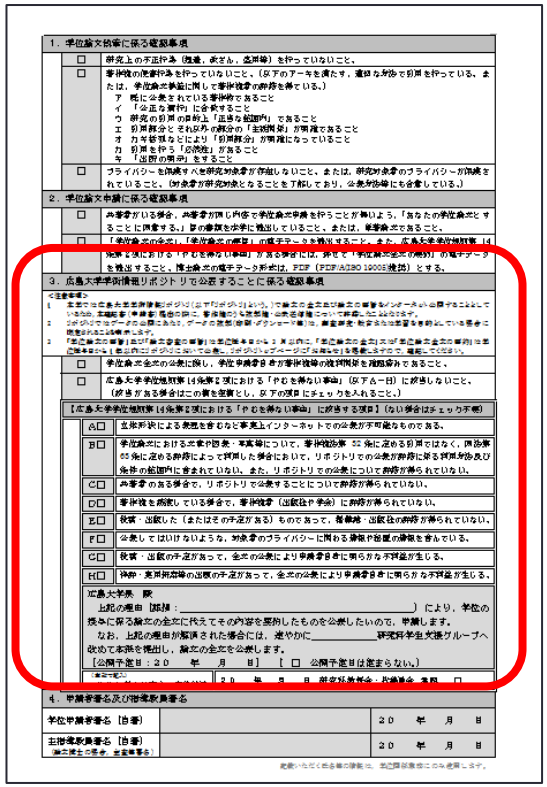

1．学位論文盗作に係る確認事項

□ 研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行っていないこと。

□ 著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のアーキを満たす、適切な引用を行っている、または、学位論文執筆に際して著作権等の許諾を得ている。）
ア 既に公表されている著作物であること
イ 「公正な慣行」に合致すること
ウ 研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること
エ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
オ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
カ 引用を行う「必然性」があること
キ 「出所の明示」をすること。

□ プライバシーを侵害すべき研究対象者が存在しないこと、または、研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており、公表承諾にも合意している。）

2．学位論文申請に係る確認事項

□ 共著者がいる場合、共著者が同じ内容で学位論文申請を行うことが無いよう、「あなたの学位論文をすることに同意する。」旨の書類を事前に提出していること、または、単著論文であること。

□ 「学位論文の全文」、「学位論文の概要」の電子データを提出すること。また、広島大学学位規則（4条2項における「やむを得ない事由」）が認める場合には、別途で「学位論文の全文の概要」の電子データを提出すること。提出論文の電子データ形式は、PDF（PDF/A2B 1000字検索）とする。

3．広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項

<注意事項>
1 本学では広島大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で論文の全文を世界に向けてインターネットから公開することとしていますが、本確認書（申請書）記載の同意、要件等により本学図書館・学術情報センターにて公表されます。
2 リポジトリでは、データの改竄（改変・ダウンロード等）は、著作権法、教育基本法等を考慮している事から改竄防止は保障しません。
3 「学位論文の概要」及び「論文審査の概要」は、審査終了日から1年以内に、「学位論文の全文」及び「学位論文全文の概要」は、審査終了日から1年以内に公開する予定です。リポジトリとページリンク等を貼り、閲覧してください。

□ 学位論文全文の公表に際し，学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。

□ 広島大学学位規則（4条2項における「やむを得ない事由」（以下A～H）に該当しないこと。
（該当がある場合はこの欄を空欄とし，以下の項目にチェックを入れること。）

【広島大学学位規則（4条2項における「やむを得ない事由」に該当する項目】（ない場合はチェックが不要）

A□ 立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。

B□ 学位論文におけるエッセイ類・写真等について，著作権法第 32 条に定める引用ではなく，同法第 32 条に定める許諾によって掲載した場合において，リポジトリでの公表が許諾に係る掲載対象及び条件の範囲内に含まれていない。また，リポジトリでの公表について許諾が得られていない。

C□ 共著者のある場合で，リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。

D□ 著作権を侵害している場合で，著作権者（出版社や学会）に許諾が得られていない。

E□ 投資・出版した（またはその予定がある）ものであって，投資者・出版社の許諾が得られていない。

F□ 公表してはいけないような，対象者のプライバシーに関わる情報や個人の情報を含んでいる。

G□ 投資・出版の予定があって，全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。

H□ 特許・実用新案等の出願の予定があって，全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。

広島大学長　殿
上記の理由（詳細：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）により，学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したいので，申請します。
なお，上記の理由が解消された場合には，速やかに＿＿＿＿＿＿研究科学生支援グループへ改めて本紙を提出し，論文の全文を公表します。
［公開予定日：２０　年　月　日］　［□ 公開予定日は定まらない。］

4．申請者署名及び指導教員署名

学位申請者署名（自署）		２０　年　月　日
主指導教員署名（自署）（論文博士の場合，主査署名）		２０　年　月　日

記載いただいた各種の情報は，学位関係業務にのみ使用します。

リポジトリ関連項目

2. 博士論文のリポジトリ公表

「確認書（申請書）」について

3．広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項

＜注意事項＞

1　本学では広島大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)で論文の全文及び論文の要旨をインターネット公開することとしているため，本確認書（申請書）提出の際に，著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾したこととなります。

2　リポジトリではデータの公開にあたり，データの複製（印刷・ダウンロード等）は，調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。

3　「学位論文の要旨」及び「論文審査の要旨」は学位授与日から3月以内に，「学位論文の全文」又は「学位論文全文の要約」は学位授与日から1年以内にリポジトリにおいて公表し，リポジトリトップページに「お知らせ」を掲載しますので，確認してください。

□	学位論文全文の公表に際し，学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。
□	広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」（以下A～H）に該当しないこと。（該当がある場合はこの欄を空欄とし，以下の項目にチェックを入れること。）

【広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」に該当する項目】（ない場合はチェック不要）

A□	立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。
B□	学位論文における文章や図表・写真等について，著作権法第32条に定める引用ではなく，同法第63条に定める許諾によって利用した場合において，リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また，リポジトリでの公表について許諾が得られていない。
C□	共著者のある場合で，リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。
D□	著作権を譲渡している場合で，著作権者（出版社や学会）に許諾が得られていない。
E□	投稿・出版した（またはその予定がある）ものであって，掲載誌・出版社の許諾が得られていない。
F□	公表してはいけないような，対象者のプライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。
G□	投稿・出版の予定があって，全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。
H□	特許・実用新案等の出願の予定があって，全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。

広島大学長　殿

上記の理由（詳細：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）により，学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したいので，申請します。

なお，上記の理由が解消された場合には，速やかに＿＿＿＿＿＿研究科学生支援グループへ改めて本紙を提出し，論文の全文を公表します。

【公開予定日：２０　年　月　日】　（□　公開予定日は定まらない。）

（事務で記入）やむを得ない事由の審議結果	２０　年　月　日　研究科教授会・代議員会　承認　□

4．申請者署名及び指導教員署名

学位申請者署名（自署）		２０　年　月　日
主指導教員署名（自署）（論文博士の場合，主査等署名）		２０　年　月　日

注意事項を精読する

リポジトリ公表に当たり著作権，特許権，プライバシー等の権利関係を確認済みであることを確認**（必須）**

やむを得ない事由に該当するかどうかを確認。やむを得ない事由に該当する場合，**理由の詳細を必ず記入**する**（必須）**

学位申請者と主指導教員の署名**（必須）**

2. 博士論文のリポジトリ公表

やむを得ない事由に該当する場合

- 博士論文全文に代えて公表する，「**全文の内容の要約**」を作成し，提出する
- 加えて，博士論文**全文の電子ファイルも必ず提出する**

→大学が博士論文全文を求めに応じて閲覧に供する

→本学図書館が博士論文全文を国立国会図書館へ送付する

（これまで紙媒体で国立国会図書館へ送付していたものを原則として電子ファイルの送付に変更）

3. やむを得ない事由とは？

「確認書（申請書）」より

A) **立体形状による表現**を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。

B) 学位論文における**文章や図表・写真等**について，著作権法第32条に定める**引用ではなく**，同法第63条に定める**許諾によって利用**した場合において，リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また，**リポジトリでの公表について許諾が得られていない**。

C) **共著者**のある場合で，リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。

D) **著作権を譲渡**している場合で，**著作権者（出版社や学会）に許諾**が得られていない。

3. やむを得ない事由とは？

E) **投稿・出版した（またはその予定がある）もの**であって，掲載誌・出版社の許諾が得られていない。

F) 公表してはいけないような，対象者の**プライバシーに関わる情報や秘匿の情報**を含んでいる。

G) **投稿・出版の予定**があって，全文の公表により**申請者自身に明らかな不利益が生じる**。

H) **特許・実用新案等の出願の予定**があって，全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。

3. やむを得ない事由とは？

- 各事由の注意事項

A) 立体形状等，インターネットでの公表が不可能
F) プライバシーや秘匿の情報を含む
→「公開予定日は定まらない」にチェックを入れる。

G) 特許・実用新案等の出願予定
→博士論文の審査をする段階で「公表」と見なされる可能性が高いため，学位申請の前に出願を済ませておく（推奨）

A,F,G以外→著作権・出版権等に係る項目

4. 著作権・出版権問題をクリアするために

著作権・出版権に係る手続きの流れ

1. 博士論文の中に、著作権が他者に帰属する部分を含める予定があるかどうか（又は，既に含めているかどうか）確認
   - （引用ではなく）他者の著作物を転載する

     →著作権者に転載許諾を得る際にリポジトリ公表も併せて許諾を得る

     →既に転載許諾を得ている場合は，リポジトリ公表について再度許諾を得る
   - 学会誌、学術雑誌等に投稿した論文を含む

     →著作権が学会や出版社に帰属する場合があるため，学会や出版社の投稿規定で確認する

     著作権確認ツール（注：情報が古いことがあるため**参考程度**にすること）

     SCPJ（http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/）←日本の出版社

     SHERPA/RoMEO（http://www.sherpa.ac.uk/romeo/）←海外出版社

4. 著作権・出版権問題をクリアするために

学会や出版社の投稿規定　チェックポイント

- Author Rights / Open Access Policy　の箇所に記述されている場合が多い
- Author's or Employer's Webpage / Institutional Repository への再利用(reuse / archive)についての許諾を確認
  - 無償での再利用
- Pre-print（査読前原稿），AAM（Post-print，著者最終原稿とも。査読後の最終原稿），Published Journal Article（出版社版。出版社が出版用に体裁を整えた論文）によって許諾の範囲が異なる。
  - 出版社版のみ掲載可 / プレプリント及びAAMは掲載可　など
- ほとんどの場合，出版社が掲載している論文ページの情報を明記する，リンクを張る，等の条件を設けている

4. 著作権・出版権問題をクリアするために

出版社の投稿規定の例

- Elsevier（http://www.elsevier.com/）

4. 著作権・出版権問題をクリアするために

Journals & books | Online tools | Authors, editors & reviewers | About Elsevier

For Authors

- Journal authors' home
- Author Rights
- Ethics
- Funding body agreements
- Open access
- Author services
- Journal performance
- Early career researchers
- Authors' update
- Book authors' home
- Getting your paper noticed

Elsevier.com > Authors > Open access > Policies > Article posting policy

Author Rights, Open Access Policyなどに記載されている場合が多い

Article posting policy

<< Open access policies

Elsevier wants to ensure a proper balance between the scholarly rights which authors retain (or are granted/transferred back in some cases) and the rights granted to Elsevier that are necessary to support our mix of business models. We routinely analyze and modify our policies to ensure we are responding to authors' needs and concerns, and the concerns in general of the research and scholarly communities.

There are three stages in a journal article's development that are relevant from a policy perspective: **preprint**, **accepted author manuscript (AAM)** and **published journal article (PJA)**. The definition and policy for each is described below.

Pre-print	Accepted Author Manuscript	Published Journal Article

Pre-print Definition: A preprint is an auth wn write-up of research results and analysis that has not been peer-reviewed, nor had any other value added to it by uch as formatting, copy editing, technical enhancement etc...).

Elsevier's Policy: An ermitted scholarly posting.

In general, Elsevier is rint of an article is placed on a public server pri ed as a thesis or dissertation, this is n ot require authors to remove electronic prep ation in an Elsevier journal.

Pre-print, AAM, Published Journal Articleによって許諾の範囲が異なる

4. 著作権・出版権をクリアするために

2. 著作権が他者に帰属する部分について、リポジトリ公開の申請が必要かどうか確認
   - 学会・出版社の投稿規定

     →プレプリント，AAM（著者最終原稿），出版社版

     →著作権，出版権，再利用の可否について確認

     →博士論文の特例を設けている場合もある

     ※投稿規定で明確に規定されていない場合があるため，申請が必要かどうか判断に迷ったら学会・出版社に問い合わせをする
   - 転載許可申請時の内容を確認

     →基本的には転載許可申請時にリポジトリ公表についても申請しておく

     →申請内容・許可内容にリポジトリ公表が含まれない場合は，著作権者に再度リポジトリ公表の申請を行う

4. 著作権・出版権をクリアするために

3. 著作権者にリポジトリ公表許諾を得る
   ※トラブルを避けるため，必ず書面で行う
4. 公開許可が得られない場合、全文に代えて公表する、「全文の要約」を作成する
5. 確認書（申請書）にチェックを入れ，必要書類を提出
6. **全文が公開可能になったら、確認書（申請書）を再提出する**

5. おわりに

参考資料

- 黒澤節男. 機関リポジトリと著作権Q&A. 改訂版.（2014-01-14参照）
  http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065
  →論文を執筆する際や、機関リポジトリで論文を公開する際に関係する著作権について分かりやすく解説
  →英語版を作成中。平成25年4月頃リポジトリ公開予定
- 文部科学省.学位規則の一部を改正する省令の施行について.（2014-01-14参照）
  http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm
  →文部科学省の学位規則改正時の通知等を掲載

5. おわりに

参考資料

- 国立情報学研究所. オープンアクセス・サミット2013 「博士論文のオープンアクセスを実現する」質疑応答まとめ. （2014-01-14参照）
  http://www.nii.ac.jp/irp/event/2013/OA_summit/docs/2_shitsugi.pdf
  →オープンアクセス・サミット2013（http://www.nii.ac.jp/irp/event/2013/OA_summit/）で行われたセッション「博士論文のオープンアクセスを実現する」での会場からの質問とそれに対する文部科学省担当者・国立国会図書館担当者の回答のまとめ。図書館担当者はこの回答を元に判断を行っている。

5. おわりに

よくある質問

- 博士論文の一部を雑誌に投稿する予定があるが，リポジトリ公開してもよいか？
  - 雑誌に掲載されるより先に博士論文としてリポジトリ公開してしまうと，二重投稿とみなされる恐れがあります。博士論文を提出する前に雑誌に投稿・出版していただくのが理想ですが，先に博士論文を提出する場合は，雑誌発行元の投稿規定を確認の上，二重投稿とみなされる場合は「やむを得ない事由」として手続きをしていただく必要があります。
- 雑誌に掲載した論文に編集を加えた上で，ほぼ同じ内容を博士論文に掲載したいが，学会・出版社の許諾が必要か？
  - 学会・出版社で特に記載がされていなければ，基本的に許諾をとっていただく必要があります。判断に困る時は，学会・出版社にお問い合わせいただくか，図書館担当者にお問い合わせいただくことも可能です。

5. おわりに

よくある質問

- 博士論文中に，他者の論文で使用されている図や表を引用している。リポジトリ公表に当たって許諾を得る必要があるか？
  - 正しく「引用」をしていれば許諾は不要です。
    「引用」……「確認書（申請書）」裏面上部を参照

5. おわりに

よくある質問

- 「やむを得ない事由」に該当する場合，全文に代えて公表する「全文の要約」はどの程度の文量で作成すればよいか？
  - 公表できる情報を可能な限り詳しく作成していただきたいと考えていますが，作成した「全文の要約」の文量が適当かどうかは当該博士論文の審査委員会や教授会が判断します。「やむを得ない事由」のケース等によって最適な文量が異なることが想定されますので，指導教員等と相談の上，作成をお願いいたします。

5. おわりに

よくある質問

- 文字フォントを埋め込んだPDFを作成する方法は？
  - まずは，特別な理由がない限り特殊なフォントを使用しないでください。その上で，Microsoft製品で論文ファイルを作成した場合は保存時のファイル形式で「PDF」を選択します。その他の製品で論文ファイルを作成した場合は，PDF形式で保存時に「文字フォント埋め込み」というオプションがあれば，それを選択してください。また，本学情報メディア教育研究センターが提供しているICE端末（http://www.media.hiroshima-u.ac.jp/services/ice/iceterminal）でAdobe Acrobat Proをご利用いただくことで，他製品で作成したPDFファイルに文字フォントを埋め込むことが可能です。

5. おわりに

- 問合せ先

広島大学　学術・社会産学連携室
図書学術情報企画グループ（担当：松本）
Tel:　082-424-6228（内線：6228）
Fax:　082-424-6211（内線:6211）
E-mail: tosho-kikaku-jyoho@office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学　学術情報リポジトリ（HiR）
http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/